

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年 2月25日

住所 東京都羽村市双葉町三丁目10番7号

氏名 有限会社大進緑建
代表取締役 森尻 潤

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

猪瀬 直樹



許可の年月日	平成25年 2月25日	許可番号	産施第10041号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	木くずの破砕施設 [木くず]		
設置場所	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目6番4		
処理能力	38.2 t/日 (8時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

